

東京大学文書館利用等規則（抄） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>[第28条 略]</p> <p>（特定歴史公文書等の廃棄）</p> <p>第29条 <u>文書館</u>は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。</p> <p>2 <u>文書館</u>は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。</p> <p>[第30条 略]</p> <p>（保存及び利用の状況の報告）</p> <p>第31条 <u>文書館</u>は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>文書館</u>は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p><u>（紛失等への対応）</u></p> <p>第32条 <u>文書館</u>は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなけれ</p>	<p>[第28条 同左]</p> <p>（特定歴史公文書等の廃棄）</p> <p>第29条 文書館長は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。</p> <p>2 文書館長は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。</p> <p>[第30条 同左]</p> <p>（保存及び利用の状況の報告）</p> <p>第31条 文書館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 文書館長は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p>	<p>公文書等の管理に関する法律第25条との関係の見直しを行い、文書館長を文書館とするもの。</p> <p>公文書等の管理に関する法律第26条との関係の見直しを行い、文書館長を文書館とするもの。</p> <p>ガイドライン改正案に基づき追加するもの。</p>

<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>2 文書館は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 文書館は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>(利用等規則の備付等)</p> <p>第33条 文書館長は、本規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(実施規程)</p> <p>第34条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は文書館長が定める。</p>	<p>(利用等規則の備付等)</p> <p>第32条 文書館長は、本規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(実施規程)</p> <p>第33条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、文書館長が定める。</p>	<p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>
---	--	---